

平成21～23年度

# 入札参加資格審査 申請に関する説明書

(建設工事業者用)

この説明書をよく読んでください

千葉県

平成21年4月 第3版

# 建設工事業者用

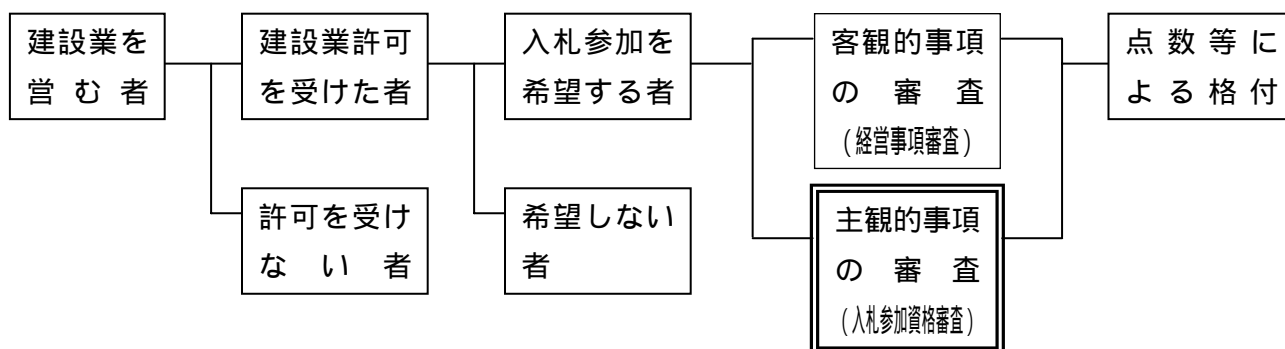
## 【目次】

第1	入札参加資格審査の概要	1
1	はじめに	
2	入札参加資格の有効期間	
3	等級区分（格付）の有効期間	
4	審査項目	
5	申請資格	
6	審査基準日	
7	申請受付期間	
8	申請方法	
9	申請事項の公表	
10	申請（郵送）窓口	
11	電子申請で必要なもの	
12	申請ID及びパスワードの取得方法	
第2	当初・随時・業種追加申請	6
1	申請書類	
第3	変更届	10
1	提出書類	
2	添付書類	
3	注意事項	
第4	その他	13
1	随時申請について	
2	業種追加申請について 随時申請期間について	
3	入札参加資格の取消申請について	
4	入札参加資格の承継申請について	
5	合併・営業譲渡履歴書に関する手続きについて	
6	事業協同組合等の申請について	
7	経常建設共同企業体の申請について	
	様式（参考）	18
1	営業所一覧表（建設業者用）（第一号様式その一）	
2	委任状（第五号様式）	
3	誓約書（第六号様式）	
4	使用印鑑届（第七号様式）	
5	入札参加資格承継審査申請書（第十号様式）	
6	合併・営業譲渡履歴書（第八号様式）	
7	入札参加資格審査に伴う「申請ID及びパスワード」発行申請書（建設工事業者用）	
8	千葉県電子調達システムに係る登録番号等再交付願	

# 第1 入札参加資格審査の概要

## 1. はじめに

平成21～23年度において、千葉県（水道局、企業庁及び病院局を含む。）が発注する建設工事の請負契約の入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査を受け、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されることが必要です。



千葉県では、入札参加資格申請を電子申請により実施しています。

入札参加資格審査申請にあたり、はじめに**千葉県電子調達システム支援情報の各システム利用規約**をお読みください。

また、操作方法については、**電子申請システム入力手順**を確認したうえで入力をお願いいたします。

各システム利用規約及び電子申請システム入力手順については、建設・不動産課ホームページ内の電子調達システム支援情報に掲載しています。アクセス方法は次項から確認、アクセスしてください。

なお、申請に当たっては、IDとパスワードが必要となります。平成18～20年度入札参加資格申請でお使いのIDとパスワードは、平成21～23年度入札参加資格申請においても同じID等を使用します。新規に入札参加資格申請を行おうとしている方（ID等未取得していない方）や、ID等を忘れてしまった方は、申請書又は再交付願を提出し、入札参加資格の申請をするときまでに取得してください。

詳細については、12. 申請ID及びパスワードの取得方法に記載しています。

## xxx 建設・不動産課のホームページアクセス方法 xxx

この画面は、平成21年4月現在のものです。なお、ホームページは予告なく画面の一部が変更となる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

<p>千葉県庁ホームページにアクセスし、<b>県への手続</b>を選択してください。</p>	
<p>県への手続をクリックすると画面が移行します。 移行したら、<b>建設・不動産関係の各種様式(建設・不動産課のページ)</b>を選択してください。</p> <p>(参考) <b>千葉県 電子調達システム</b>をクリックすると電子申請システムにアクセスできます。</p>	
<p>建設・不動産課のトップページが表示されます。 入札参加資格審査申請において必要な様式のダウンロードは<b>平成21～23年度千葉県建設工事等入札参加資格審査申請</b>についてをご覧ください。</p> <p>(参考) 電子調達全般の不明点などは<b>電子調達システム支援情報</b>をご覧ください。</p>	

## 2. 入札参加資格の有効期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで(3年)

## 3. 等級区分(格付)の有効期間

等級区分(格付)の有効期間は、以下のとおりとなります。

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで(1年間)

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで(1年間)

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで(1年間)

1年ごとに等級区分(格付)について再審査を行います。

有効期間の開始前に入札参加資格を有する者に名簿登載通知書又は等級決定通知書を発行します。

なお、等級区分(格付)の再審査にあたって、再申請の必要はありません。

## 4. 審査項目

### (1) 客観的事項

建設業法第27条の23第1項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目(経営事項審査の審査項目と同じ)

### (2) 主観的事項

#### ア 工事成績

イ 安全対策((財)建設業労働災害防止協会・(社)千葉県建設業協会・(社)千葉県電業協会・(社)千葉県空調衛生工事業協会・(社)千葉県塗装工業会・(社)千葉県造園緑化工事業協会・(社)千葉県道路舗装協会・(社)千葉県鳶工業会・千葉県管工事業協同組合連合会の加入状況)

ウ ISO取得状況(9001・14001の取得状況)

エ 技術職員数(経営事項審査に準ずる)

オ 障害者雇用状況

カ 優良工事表彰

キ 企業連携(合併又は営業譲渡)

## 5. 申請資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項(施行令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。)の規定に該当しない者。

地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を一般競争入札に参加させることができない。

- 契約を締結する能力を有しない者とは、成年被後見人、被保佐人等のことです。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項(施行令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。)の規定に該当しない者。
  - (3) 入札参加申請する工事の種類について、建設業法に定める建設業の許可を有し、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、同法27条の29第1項の規定による総合評定値(P)の通知を受けている者。
- ただし、経営事項審査は平成20年4月1日以降の制度改正によるものに限る。

## 6. 審査基準日

申請書類の審査基準日は申請日とする。

ただし、等級区分(格付)については、別途定める「建設工事等入札参加業者資格審査基準」第3条で定める日を基準日とする。

## 7. 申請受付期間(当初申請)

平成20年10月1日(水)9時から平成20年12月22日(月)17時まで  
随時申請の日程については、別途定めるものとする。(14ページ参照)

## 8. 申請方法

- (1) 千葉県ホームページ内千葉県電子調達システム(<https://www.epr.pref.chiba.lg.jp/portal/index.php>)からの電子申請となります。
- (2) 電子申請の手続き終了後、各種申請書を印刷し、必要な添付資料と併せて窓口へ提出(郵送又は持参)することとなり、受付期間中に書類審査が終了する必要がありますのでご注意ください。  
随時申請についても、各名簿登載日に該当する受付期間内に書類審査が終了する必要があります。
- (3) 補正事項が発生した場合は、受付期間内に処理をお願いいたします。  
当初申請において受付期間内に終了しない場合は、平成21年度随時申請での対応となりますので、期間内に早めの申請をお願いいたします。

## 9. 申請事項の公表

資格者名簿のうち次の事項については、千葉県ホームページ等で公表をしていますので、あらかじめ、申請事項が公表されることを御了承のうえ、申請してください。

( 商号又は名称、所在地、電話番号、代表者名、許可番号、  
等級区分(格付)、総合点数、客観点数、主観点数、順位 )

## 10. 申請（郵送）窓口

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1-1

千葉県 県土整備部 建設・不動産課 建設業・契約室（審査G）

電話：043-223-3113 FAX：043-225-4012

## 11. 電子申請で必要なもの

- (1) コンピュータ
- (2) プリンター
- (3) インターネット接続環境
- (4) 申請ID及びパスワード

## 12. 申請ID及びパスワードの取得方法

電子申請を行うためには、「申請ID及びパスワード」が必要となります。

平成18～20年度入札参加資格者名簿に登載されている者については、現在お使いのID等を使用して申請していただくこととなります。

登録されていない者については、電子申請を行う前に「申請ID及びパスワード」の申請が必要となります。

「申請ID及びパスワード」の申請については、別紙様式により持参又は郵送で行っていただき、ID等の発行は、毎月5日を目途に、前月末まで（必着）に「申請ID及びパスワード発行申請書」に基づき申請のあった者に対して、毎月1回発行します。

## 第2 当初・随時・業種追加申請

### 1. 申請書類

書類名	摘要
入札参加資格審査申請書 (システム帳票1)	システムから出力した申請書 申請書には実印(法人:代表者印、個人:事業主印)を押印
建設業許可証明書(写し可)	入札参加資格審査申請する建設工事に係る建設業許可証明書 <u>許可通知は不可です。必ず証明書の交付を受けてください。</u>  千葉県内に主たる営業所を有する者にとっては省略可能
法人の登記事項証明書又は身分証明書及び後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書 (写し可)	法人(支配人登記をしている個人を含む)の場合は、登記事項証明書(以下、「法人登記事項証明書」という。)(旧商業登記簿謄本)  個人の場合は、市町村長の発行する身分証明書及び後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書(以下、「後見登記事項証明書」(注)という。) (注)「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明書」を添付してください。詳細は、「登記・供託インフォメーションサービス」(TEL03-3519-4755)にお問い合わせください。  千葉県内に主たる営業所を有する者にとっては省略可能
営業所一覧表	「第一号様式(その一)」を使用し、許可を有する営業所すべてを記入すること。
工事経歴書	審査基準日(申請日)直前の確定申告を終えた決算直前2か年の営業年度のもの(経営事項審査申請時に添付又は提示したものの写し。)  千葉県内に主たる営業所を有する者にとっては省略可能



<p>納税証明書（写し可） （e - T a x利用の場合は、 納税証明データシートで可）</p>	<p>千葉県内に営業所等を有する者の場合 「千葉県税の完納証明書（千葉県県税条例施行規則第 40 号様式（その 2）」及び「消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その 3）」 「消費税及び地方消費税」の免税事業者についても「納税証明書（その 3）」が発行されますので必ず添付してください。 千葉県税の完納証明書の請求にあたっては、千葉県総務部税務課ホームページ内（<a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/a_zeimu/index.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/a_zeimu/index.html</a>）「くらしと県税」を御確認ください。</p>
	<p>千葉県内に営業所等を有しない者の場合 法人は「法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その 3 の 3）」 個人は「所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その 3 の 2）」 「消費税及び地方消費税」の免税事業者についても「納税証明書（その 3 の 3）」及び「その 3 の 2）」が発行されますので必ず添付してください。</p>
<p>I S O登録証（写し） （取得している者のみ）</p>	<p>I S O 9 0 0 1 及び I S O 1 4 0 0 1 の認定を確認できる登録証の写し（工事の施工に関し認定を受けているか確認するため附属書がある場合は添付すること） 外国語で記載されている場合、訳文を添付すること。</p>
<p>障害者雇用状況報告書の報告者控（写し）又は報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金支給申請書の申請者控（写し） （報告等している者のみ）</p>	<p>法定雇用率を達成している者の場合 申請日の直前に公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書の報告者控で、受付印のあるもの。 報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金支給申請をしている者の場合 申請日の直前に(独)高齢・障害者雇用支援機構に申請した支給申請書の申請者控で、受付印のあるもの。</p>
<p>建設業労働災害防止協会加入証明書（写し可） （加入している者のみ）</p>	<p>（財）建設業労働災害防止協会において発行された加入証明書（他県の支部の加入証明書でも可）</p>

<p>各建設業団体等の加入証明書 (写し可) (加入している者のみ)</p>	<p>下記の各建設業団体等に加盟している場合は、<b>本部において発行された加入証明書</b></p> <table border="0"> <tr> <td>(社)千葉県建設業協会</td> <td>043-246-7624</td> </tr> <tr> <td>(社)千葉県電業協会</td> <td>043-246-7381</td> </tr> <tr> <td>(社)千葉県空調衛生工事業協会</td> <td>043-246-7395</td> </tr> <tr> <td>(社)千葉県塗装工業会</td> <td>043-242-2218</td> </tr> <tr> <td>(社)千葉県造園緑化工事業協会</td> <td>043-234-3040</td> </tr> <tr> <td>(社)千葉県道路舗装協会</td> <td>043-246-7388</td> </tr> <tr> <td>(社)千葉県鳶工業会</td> <td>043-221-0220</td> </tr> <tr> <td>千葉県管工事業協同組合連合会</td> <td>043-246-5105</td> </tr> </table>	(社)千葉県建設業協会	043-246-7624	(社)千葉県電業協会	043-246-7381	(社)千葉県空調衛生工事業協会	043-246-7395	(社)千葉県塗装工業会	043-242-2218	(社)千葉県造園緑化工事業協会	043-234-3040	(社)千葉県道路舗装協会	043-246-7388	(社)千葉県鳶工業会	043-221-0220	千葉県管工事業協同組合連合会	043-246-5105
(社)千葉県建設業協会	043-246-7624																
(社)千葉県電業協会	043-246-7381																
(社)千葉県空調衛生工事業協会	043-246-7395																
(社)千葉県塗装工業会	043-242-2218																
(社)千葉県造園緑化工事業協会	043-234-3040																
(社)千葉県道路舗装協会	043-246-7388																
(社)千葉県鳶工業会	043-221-0220																
千葉県管工事業協同組合連合会	043-246-5105																
<p>印鑑証明書(原本)</p>	<p>法人の場合は代表者印、個人の場合は事業主印とする。</p>																
<p>使用印鑑届(希望者のみ)</p>	<p>代表者の印鑑で実印以外のものを県との請負契約等において専ら使用する場合は、その印鑑及び実印を「第七号様式」に押印して提出すること。</p> <p><b>年間代理人を要した場合(委任状を提出した場合)は不要 実印で契約をする場合は不要</b></p>																
<p>経営規模等評価結果通知書 及び総合評定値通知書(写し)</p>	<p>平成20年4月1日制度改正後のもので、申請時において有効期間内(審査基準日より1年7ヶ月)のものに限る。</p> <p><b>なお、格付は、別途定める「建設工事等入札参加業者資格審査基準」第3条で定める日を基準日とする。</b></p>																
<p>委任状(同じ内容のもの2部) (委任する場合必要)</p>	<p>「第五号様式」により、「<u>入札のみの委任</u>」と「<u>契約締結を伴う委任</u>」に注意し作成すること。</p> <p><u>契約締結を伴う場合には、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>建設業許可申請書別紙二(1)又は建設業許可申請書別紙二(2)の写し(営業所の許可を確認します)</u></li> <li>・ <u>建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第十一号)の写し(契約締結権を有する者が確認します)</u></li> </ul> <p><u>を必ず添付してください。(注)6参照</u></p>																
<p>誓約書(委任する場合必要)</p>	<p>「第六号様式」を使用すること。</p> <p><b>年間代理人を要しない場合(委任状を提出しない場合)は不要</b></p>																
<p>返信用封筒 (委任する場合必要)</p>	<p>定形,80円切手貼付,送付先を記入。 <b>年間委任状の返信に使用</b></p> <p><b>年間代理人を要しない場合(委任状を提出しない場合)は不要</b></p>																
<p>合併・営業譲渡履歴書 (対象者のみ)</p>	<p>「第八号様式」により、対象者のみ提出するものとする。</p> <p>第4その他 5. 合併営業譲渡履歴書に関する手続きについてを参照してください。</p>																

- (注) 1 証明書類等は、申請日直前3か月以内に発行されたものとする。
- 2 各種様式は、必ず指定のもので提出すること。
- 3 ~ については、袋綴じすること。
- 4 行政書士等が代理申請した場合には、別途委任状（袋綴じすること）が必要。
- 5 年間代理人に係る事項 ~ については、千葉県内に主たる営業所を有する者  
にあっては設置できないため不要である。
- 6 代表者が、入札及び契約等の権限を代理人に委任する場合は、  
委任状を2部  
代表者（委任者）の誓約書を1部作成するとともに  
建設業許可申請書別紙二（1）又は建設業許可申請書別紙二（2）の写し  
及び建設業法施行令第3条に規定する使用人一覧表の写しを添付し、  
返信用封筒を同封のうえ提出すること。
- 代理人として委任できる者は、建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）に記載した建設業許可申請書別紙二の「従たる営業所」の代表者（建設工事の請負契約の締結及びその履行に関して一定の権限を有する者）に限るものとする。
- なお、委任は1人に限るものとする。
- 7 主たる営業所とは、登記上の本店や建設業と関係のない業務のみを行う本店等ではなく、建設業法上の許可申請における主たる営業所（本店）をいう。
- 8 当初・随時・業種追加申請における申請書の提出部数は1部とする。

### 第3 変更届

入札参加資格申請後、申請書等に記載した事項のうち、下記説明に記載のある事項に変更があった場合には、ただちに届け出が必要になります。

届け出を行わなかった場合には、入札参加資格の取消しを受けることもありますので、十分注意してください。

なお、手続きについては、**電子申請後、必要な書類を提出（郵送又は窓口持参）すること**となります。

#### 1 . 提出書類

- ・ システムから出力した変更届2部（受付時に1部を控えとして返却します）  
変更届には実印（法人：代表者印、個人：事業主印）を押印のこと
- ・ 委任状（提出者で下表に の場合）(第五号様式)：2部（原本）(受付時1部返却)
- ・ 誓約書（ ” ）(第六号様式)：1部（原本）
- ・ 添付書類（下表のとおり）：1部
- ・ 返信用封筒（切手貼付）：1通（郵送による届出の場合のみ必要）  
郵送による届出の場合は、変更届(及び委任状)の控えの返却に使用しますので、必ず返信用封筒（切手貼付のこと）を同封してください。

#### 2 . 添付書類

変更事項	添付書類	委任状	誓約書
商号又は名称 (組織変更を含む)	届出直前3か月以内に発行された法人登記事項証明書（旧商業登記簿謄本）(写し可)		
主たる営業所の所在地・電話番号・郵便番号	〔所在地〕届出直前3か月以内に発行された法人登記事項証明書（旧商業登記簿謄本）(写し可)		
	〔電話番号・郵便番号〕なし		
法人の代表者	〔役職名・氏名〕届出直前3か月以内に発行された法人登記事項証明書（旧商業登記簿謄本）(写し可)		
実印・使用印	〔実印〕届出直前3か月以内に発行された印鑑証明書 法人：代表者印 個人：事業主印 (原本)		
	〔使用印〕使用印鑑届（第七号様式）		

指名通知等を受ける事務所に係る事項	登記事項である場合は、届出直前3か月以内に発行された法人登記事項証明書(旧商業登記簿謄本)(写し可) 千葉県内に主たる営業所を有する者にとっては設置できないため届出不要		
契約代理人に係る事項	〔営業所名・所在地・ 営業所代表者役職名・営業所代表者氏名〕 ア．建設業許可申請書別紙二(1)又は 建設業許可申請書別紙二(2)の写し イ．建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 (様式第十一号)の写し		
	〔代理人印〕委任状のみ		
	〔委任事項〕一部業種に限定し委任している場合で、業種による限定を変更する場合は、建設業許可申請書別紙二(1)又は(2)の写し		
	〔電話番号・郵便番号〕なし		
	誓約書は新たに委任を行う場合のみ必要 千葉県内に主たる営業所を有する者にとっては設置できないため届出不要		
I S Oの取得状況	当該認定を確認できる登録証(附属書を含む)の写し 外国語で記載されている場合、訳文を添付すること。		
障害者の雇用状況	障害者雇用状況報告書(公共職業安定所の受付印のあるもの)の写し、又は報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金支給申請書((独)高齢・障害者雇用支援機構の受付印のあるもの)の写し		
建災防の加入状況	届出直前3か月以内に発行された加入証明書(写し可)		
建設業団体等の加入状況	届出直前3か月以内に発行された加入証明書(写し可)		
その他の事項 URL・Eメール アドレス	なし		

### 3. 注意事項

- 1 各種様式は、必ず指定のもので提出してください。
- 2 許可番号及び許可区分が変更になった場合は、事前に建設・不動産課へ連絡のうえ、FAXにて新旧の「許可通知書の写し又は許可証明書(写し可)」を送付してください。なお、電子申請システムによる変更届の提出は不要です。
- 3 「添付書類」に掲げる事項以外(資本金、主要取引金融機関、ファクシミリ番号、電子入札ICカード登録区分など)の変更については届出の必要はありません。(ただし、契約締結権等を有しない代理人に係る事項の変更については下記8を参照)
- 4 複数の変更事項がある場合でも、1枚の変更届にて提出してください。
- 5 建設資材、測量等にも入札参加している場合には、それぞれ変更届を提出してください。
- 6 委任状を提出する場合の委任事項については、変更前の委任状を必ず確認してください。特に契約締結権等を委任する場合には、委任状(第五号様式)に記載されている注意書きを参考に、必要に応じて委任権限を追加してください。  
代理人として委任できる者は、建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表に記載した建設業許可申請書別紙二の「従たる営業所」の代表者(建設工事の請負契約の締結及びその履行に関して一定の権限を有する者)に限るものとします。  
なお、委任は1人に限るものとします。
- 7 委任状の内容に変更が生じた場合で、所定の手続きをしていない場合には入札に参加できないことがあります。
- 8 契約締結権等を有しない代理人に係る事項の変更(新設、変更、廃止)の場合は、「契約代理人に関わる事項」欄を空欄として変更届出書を印刷し、印刷した届出書の「契約先営業所」欄の「契約先」の文字を赤二重線で削除のうえ、その右欄の記入欄に(1.新設 2.変更 3.廃止)のいずれかを手書きで記入し提出してください。それ以下の欄(営業所名、市区町村、所在地名、郵便番号、電話番号、Eメールアドレス、営業所代表者役職名、営業所代表者氏名、代理人印、委任事項)は空欄としてください。なお、変更届提出の際は委任状2部を添付してください。(新たに委任を行う場合は誓約書1部も添付してください)  
千葉県内に主たる営業所を有する者にとっては設置できないため届出不要です。

## 第4 その他

### 1. 随時申請について

当初申請を忘れた者、又は、新たに会社を設立された者等を対象に随時に申請を受け付けます。随時申請の方法等については、次のとおりです。

(1) 審査日程等

平成21～23年度の入札参加資格の追加登録のための随時申請は、平成21年度以降の別途定める期間において行います。

詳細については、14ページを御確認ください。

(2) 名簿登録と資格の有効期間

随時申請を行った者は、審査の完了した日(書類審査終了日)に応じた名簿登載日に平成21～23年度入札参加業者資格者名簿に登載され、その資格は名簿の有効期間の満了日(平成24年3月31日)まで有効です。

(3) 申請に必要な書類

建設工事に係る入札参加資格の随時申請を行う者は、「第2 当初・随時・業種追加申請の1. 申請書類」に記載された書類が必要です。

### 2. 業種追加申請について

新たに建設業の業種の許可を受けた場合、又は、当初申請において申請しなかった業種を追加申請する場合は次のとおりです。

(1) 審査日程等

平成21～23年度の入札参加業種の追加登録のための申請は、随時申請期間と同じです。

詳細については、14ページを御確認ください。

(2) 名簿登録と資格の有効期間

業種追加申請を行った者は、審査の完了した日(書類審査終了日)に応じた名簿登載日に平成21～23年度入札参加業者資格者名簿に業種追加登載され、その資格は名簿の有効期間の満了日(平成24年3月31日)まで有効です。

(3) 申請に必要な書類

建設工事に係る入札参加資格の随時申請を行う者は、「第2 当初・随時・業種追加申請の1. 申請書類」に記載された書類が必要です。(当初・随時と同様に全ての書類が必要です。)

## 平成21～23年度入札参加資格の随時申請について

平成21年4月1日から平成24年3月31日までを有効期間とする千葉県の建設工事等入札参加資格の随時申請を下記により実施します。

申請については、「入札参加資格審査申請に関する説明書」を、操作方法については「電子申請システム入力手順」を御確認ください。

### 記

#### 随時申請期間

随 時 申 請 期 間	名簿登載日
平成21年 4月13日(月)～平成21年 4月27日(月)	平成21年 6月1日
平成21年 4月28日(火)～平成21年 5月27日(水)	平成21年 7月1日
平成21年 5月28日(木)～平成21年 6月26日(金)	平成21年 8月1日
平成21年 6月29日(月)～平成21年 7月29日(水)	平成21年 9月1日
平成21年 7月30日(木)～平成21年 8月27日(木)	平成21年10月1日
平成21年 8月28日(金)～平成21年 9月28日(月)	平成21年11月1日
平成21年 9月29日(火)～平成21年10月28日(水)	平成21年12月1日
平成21年10月29日(木)～平成21年11月26日(木)	平成22年 1月1日
平成21年11月27日(金)～平成22年 2月24日(水)	平成22年 4月1日
平成22年 2月25日(木)～平成22年 3月29日(月)	平成22年 5月1日
平成22年 3月30日(火)～平成22年 4月27日(火)	平成22年 6月1日

なお、平成22年度における再格付作業のため、平成22年2月1日及び3月1日登載日は設定しません。

登載日が平成21年6月1日以降の随時申請における格付基準日は、平成21年4月1日ですのでご注意ください。



### 3．入札参加資格の取消申請について

資格に係る営業を廃止するなどした場合で、入札参加資格の取消を希望する（一部業種の取消を含む。）ときは、取消申請手続きを行ってください。

なお、手続きについては、[電子申請後、必要な書類を窓口へ提出（郵送又は持参）すること](#)となります。

### 4．入札参加資格の承継申請について

#### （1）承継を認める場合

ア 入札参加資格を有する者が営業譲渡により、その営業を一体として譲渡し、当該営業を譲り受けた者が当該営業に係る入札参加資格の地位を承継しようとする場合

イ 入札参加資格を有する会社が吸収合併により消滅し、合併後存続する会社が当該消滅した会社の入札参加資格の地位を承継しようとする場合

ウ 入札参加資格を有する個人が死亡し、相続により、その者が営業のために使用していた財産のすべてを相続した相続人が入札参加資格の地位を承継しようとする場合

エ 入札参加資格を有する個人がその営業を廃止し、その者が営業のために使用していた財産のすべてを提供して設立した会社が入札参加資格の地位を承継しようとする場合

オ その他、上記各号に類する場合で、営業の一切が移転したと認められる場合

#### （2）承継申請の手続き

入札参加資格を承継しようとする者は、入札参加資格承継審査申請書（「第十号様式」）に、上記（1）アからオのそれぞれの場合に応じ、営業の一切が移転したことを示す書類を添付して申請します。[承継申請を予定している者は、事前に電話連絡のうえ、県土整備部建設・不動産課まで来庁して御相談ください。](#)

### 5．合併・営業譲渡履歴書に関する手続きについて

入札参加資格を有する者が次のいずれにも該当するときは、合併・営業譲渡履歴書（第八号様式）と併せて、合併契約書の写し又は営業譲渡契約の写し及び消滅した入札参加資格者の入札参加資格取消申請書の写し（千葉県県土整備部建設・不動産課の受付印のあるものに限る。）又は入札参加資格取消通知書の写しを添付して、提出してください。

ア すべての者が千葉県内に主たる営業所（本店）を有している

イ すべての者が建設業の営業年数（経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書における営業年数とする。）を3年以上有している

注 主たる営業所とは、登記上の本店や建設業と関係のない業務のみを行う本店等ではなく、建設業法上の許可申請における主たる営業所（本店）をいう。

## 6．事業協同組合等の申請について（適格組合）

事業協同組合等に係る資格審査の申請は、「第2 当初（随時）申請の1．申請書類」に掲げる書類のほか、次の書類を提出してください。

- (1) 役員名簿
- (2) 組合員名簿
- (3) 官公需適格組合（以下「適格組合」という。）の証明を受けている場合は、それを証明する書類

なお、**適格組合は、電子申請ではなく**、千葉県ホームページ([http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/i\\_kenhu/nyusatukeiyaku/shikakushinsa/index.html](http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/i_kenhu/nyusatukeiyaku/shikakushinsa/index.html))よりダウンロードした申請書により提出してください。

初めて申請される者は、県土整備部建設・不動産課（043 - 223 - 3113）までお問い合わせください。

適格組合は、当該組合員（10組合員以内）に係る書類（「第2 当初（随時）申請の1．申請書類」の～及びに掲げる書類）を提出すれば、当該組合員の能力も含めて審査の対象となります。

## 7．経常建設共同企業体の申請について

平成21～23年度経常建設共同企業体に係る入札参加資格審査を次のとおり実施します。

- (1) 受付期間（当初申請）

平成21年4月13日（月）～平成21年5月27日（水）

（注）5月27日に審査が完了する必要がありますので、早めに申請してください。

5月27日までに審査が完了しなかった場合や申請を忘れた場合は、随時申請により申請を行うこととなりますのでご注意ください。

- (2) 申請に必要な書類

千葉県経常建設共同企業体取扱要綱（平成7年11月7日制定 平成21年3月3日一部改正）第10条に定める書類。

なお、申請については、建設・不動産課経常JVのホームページから各種申請書様式をダウンロードして作成し、建設・不動産課窓口まで持参又は郵送により提出してください。

（注）経常JVは電子申請システムを使用しません。

- (3) 当初名簿登載日

平成21年7月1日

- (4) 随時申請

随時申請については、平成21年5月28日より受付します。

なお、随時申請期間及び名簿登載日については、単体の入札参加資格随時申請期間を準用します（本説明書14ページ参照）。

(5) 申請に際しての注意事項

経常建設共同企業体取扱要綱(平成21年3月3日一部改正)(以下「要綱」という。)第4条の規定により構成員の資格を定めています。

平成21~23年度千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されていることが要件となっているので注意してください。

経常建設共同企業体協定書の作成について

平成18~20年度資格者名簿に登載した際の協定書を継続する場合は、今回の申請の際にはその協定書の写しを添付すれば、改めて協定書を作成する必要はありません。

経常建設共同企業体の組合せについて

要綱第5条の規定により、結成時及び資格審査の申請時に、次のア及びイに該当する組合せでなければなりません。

ア. 当該業種全てについて、同一等級又は直近等級に属する者。

イ. 当該業種全てについて、新たに経常建設共同企業体に付される等級が、構成員の等級のうち最上位等級又は直近上位等級となる者。

【経常JV結成の例】

	構成員1	構成員2	構成員3	新たに付される 経常JV等級	認めない理由
結成を 認める例	等級A	等級A	等級B	等級A	
	等級B	等級B	等級B	等級AorB	
	等級B	等級B	等級C	等級AorB	
	等級A	等級A		等級A	
	等級B	等級C		等級AorB	
結成を 認めない例	等級A	等級B	等級B	等級B	最上位等級にならない
	等級C	等級C	等級C	等級A	直近上位にならない
	等級A	等級B	等級C		同一か直近等級の組合せに限る
	等級A	等級C			
	M社	N社	O社		1社が2JV以上の構成員となるため
O社	P社	Q社			

その他

ア. 審査基準日は平成21年6月1日です。

イ. 申請書の添付書類の証明書等は、申請日から3ヶ月以内に発行されたものとしします。

ウ. 袋綴りする書類はA4版としてください。

エ. 申請後に、申請書等に記載した事項について、変更が生じた場合には、単独企業としての記載事項変更届とは別に、経常JVとして構成員連名で変更届(申請書及び審査カード)と併せて関係書類を提出してください。

オ. 一般競争入札等の入札参加について、単体・経常JVとの二重参加はできません。

[例] M社とX経常JV(M社+N社+O社)が同一工事に応募するなど

受 付 番 号

## 営業所一覧表（建設業者用）

営 業 所							
名 称	許可を受けた建設業					所 在 地	電話番号
(主たる営業所)							
(その他の営業所)							
計	箇所						

- 記載要領
- 1 「名称」の欄には、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所を記載すること。
  - 2 「許可を受けた建設業」の欄には、許可を受けた建設業のうち当該営業所において営業する建設業を、建設業法施行規則第2条に定める別記様式第1号中「許可を受けようとする建設業」の欄の括弧内で示された略号で記載すること。

商号区分			
------	--	--	--

# 委 任 状

平成 年 月 日

千 葉 県 知 事  
千 葉 県 水 道 局 長  
千 葉 県 企 業 庁 長  
千 葉 県 病 院 局 長  
千 葉 県 教 育 委 員 会 委 員 長

様

住 所  
委任者 商号又は名称  
代表者氏名

印

住 所  
受任者 職 名  
氏 名

印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

## 1 委任事項

- ( 1 ) 見積り及び入札に関する一切の権限
- ( 2 ) 復代理人選定に関する一切の権限

## 2 委任期間

平成 年 月 日 から 平成 2 4 年 3 月 3 1 日 まで

- 注
- 1 「商号区分」欄はふりがなの前3文字をひらがなで記入すること。
  - 2 2部提出すること。
  - 3 記載事項に変更が生じた場合は、速やかに所定の変更手続を行うこと。

商号区分			
------	--	--	--

# 委 任 状

平成 年 月 日

千 葉 県 知 事  
千 葉 県 水 道 局 長  
千 葉 県 企 業 庁 長  
千 葉 県 病 院 局 長  
千 葉 県 教 育 委 員 会 委 員 長  
様

住 所  
委任者 商号又は名称  
代表者氏名

印

住 所  
受任者 職 名  
氏 名

印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

## 1 委任事項

- ( 1 ) 見積り及び入札に関する一切の権限
- ( 2 ) 復代理人選定に関する一切の権限
- ( 3 ) 契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限
- ( 4 ) 契約代金の請求及び受領に関する一切の権限
- ( 5 ) 共同企業体の結成、共同企業体結成後の契約の締結に関する一切の権限

## 2 委任期間

平成 年 月 日 から 平成 2 4 年 3 月 3 1 日 まで

- 注 1 「商号区分」欄はふりがなの前3文字をひらがなで記入すること。  
2 2部提出すること。  
3 記載事項に変更が生じた場合は、速やかに所定の変更手続を行うこと。

記載例

ふりがな3文字をひらがなで記入。  
濁音・半濁音は1文字として記入。

商号区分	ば	つ	け
------	---	---	---

委任状

日付空欄

平成 年 月 日

千葉県知事  
千葉県水道局長  
千葉県企業庁長  
千葉県病院局長  
千葉県教育委員会委員長

様

委任者 住所 県市町  
商号又は名称 ×建設(株)  
代表者氏名 代表取締役

代表者印  
(実印)

受任者 住所 千葉市区町  
職名 千葉支店長  
氏名

支店長印  
(代理人印)

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 委任事項 (3)~(5)については、(土)(建)を除く
- (1) 見積り及び入札に関する一切の権限
  - (2) 復代理人選定に関する一切の権限
  - (3) 契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限
  - (4) 契約代金の請求及び受領に関する一切の権限
  - (5) 共同企業体の結成、共同企業体結成後の契約の締結に関する一切の権限

受任者が申請業種の許可を持っていない場合に記載すること。

入札のみの委任の場合は、(3)~(5)は不要です。  
委任事項は委任する内容に応じて記載を変更すること。

2 委任期間 日付空欄  
平成 年 月 日 から 平成 24年 3月 31日 まで

(3)~(5)を記載する場合は、受任者が建設業法施行令第3条の使用人(契約締結権を有するもの)になっていることが必須です。

- 注 1 「商号区分」欄はふりがなの前3文字をひらがなで記入すること。  
2 2部提出すること。  
3 記載事項に変更が生じた場合は、速やかに所定の変更手続を行うこと。

# 誓 約 書

平成 年 月 日

千 葉 県 知 事  
千 葉 県 水 道 局 長  
千 葉 県 企 業 庁 長  
千 葉 県 病 院 局 長  
千 葉 県 教 育 委 員 会 委 員 長  
様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

私は、千葉県所管に係る建設工事等の入札に際し、下記の期間において、談合等による入札の公正を害するような行為をいたしませんことを誓約します。

## 記

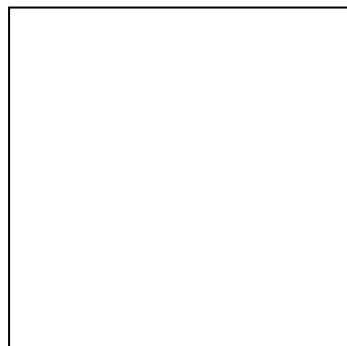
### 1 誓約期間

平成 年 月 日 から 平成 2 4 年 3 月 3 1 日 まで

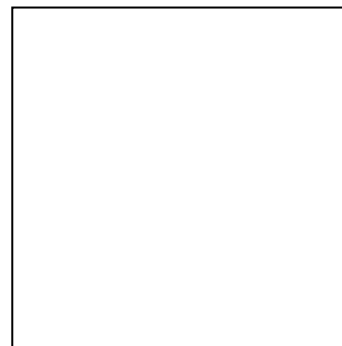


使 用 印 鑑 届

使 用 印



実 印



上記の印鑑は、入札見積りに参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいのでお届けします。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名



## 入札参加資格承継審査申請書

平成 年 月 日

千葉県知事

様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

この度、下記のとおり営業の一切を承継し、一般競争入札及び指名競争入札に参加したいので、資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 被承継人の住所及び氏名
- 2 承継人の許可（登録）番号
- 3 承継した営業の種類
- 4 承継年月日
- 5 承継の理由
- 6 指名通知等を受ける事務所の名称、所在地及び電話番号

## 合併・営業譲渡履歴書

1 合併又は営業譲渡が行われた年月日 年 月 日

2 資格審査を受けようとする者

商号又は名称	
合併又は営業譲渡の前に有していた入札参加資格	

3 消滅した入札参加資格者

商号又は名称	
入札参加資格取消 (申請・通知)日	年 月 日
合併又は営業譲渡の前に有していた入札参加資格	

注

- 1 合併契約書の写し又は営業譲渡契約書の写しを添付すること。
- 2 消滅した入札参加資格者の入札参加資格取消申請書の写し(千葉県県土整備部建設・不動産課の受付印のあるものに限る。)又は入札参加資格取消通知書の写しを添付すること。

入札参加資格審査に伴う「申請ID及びパスワード」発行申請書  
(建設工事業者用)

平成 年 月 日

千葉県知事

様

申請者 郵便番号  
所在地  
フリガナ  
商号又は名称  
代表者氏名  
電話番号

印

建設工事等入札参加資格審査申請にあたり「申請ID及びパスワード」を発行願います。

記

1 建設業許可番号(記載してください。)

{ } 知事許可・{ } 大臣許可 第 号  
{ } 内には、都道府県名を記入してください。

2 経営事項審査の結果における審査基準日(記載してください。)

年 月 日

有効な経審結果の写しを添付すること。

有効な経審結果がない場合は、「申請ID及びパスワード」の発行は行いません。

3 その他

- ・申請者は、主たる営業所の代表者の申請とします。(支店等での申請は認めません。)
- ・「申請ID及びパスワード」を送付するため、返信用封筒(80円切手貼付・送付先記入)を同封してください。
- ・「申請ID及びパスワード」は、申請者に送付します。
- ・発行は、毎月5日を目途に、前月末まで(必着)に申請のあった者に対して月1回発行します。
- ・行政書士等が申請する場合には、申請書欄外にその氏名及び連絡先も記載してください。

(行政庁使用欄)

建設・不動産課長 副課長

建設業・契約室主幹兼室長

(建設業・契約室)

室員

伺い：次の申請について別紙案のとおり再交付してよろしいか。

千葉県電子調達システムに係る登録番号等再交付願

年 月 日

千葉県 県土整備部

建設・不動産課長 様

〔申請者〕

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

千葉県電子調達システムに係る不正アクセス防止情報として下記の情報を再交付願います。

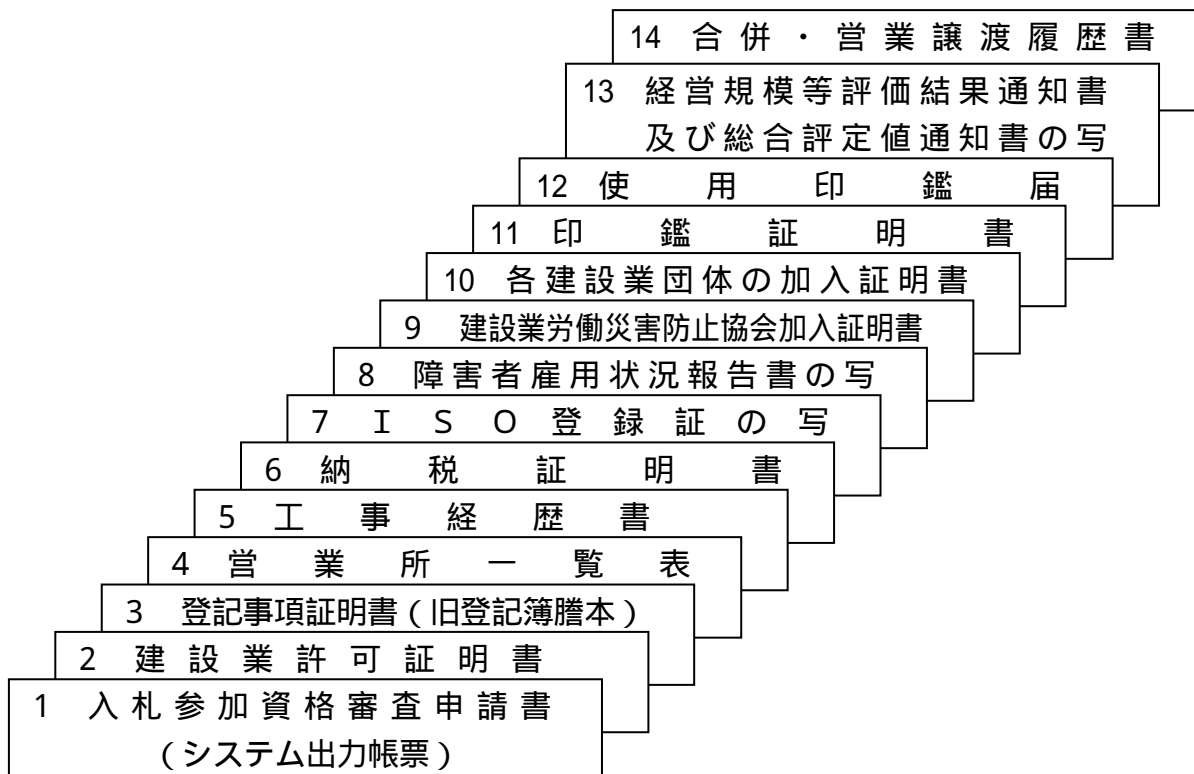
記

- 1 再交付申請種別 (申請する種別を 囲みしてください)  
建設工事・測量コンサル・建設資材
- 2 許可番号 (建設業者のみ記載してください)  
〔 〕知事許可・〔 〕大臣許可 第 号  
〔 〕内には、都道府県名を記入してください。
- 3 再交付を申請する情報 (再交付を申請する項目の記号に をつけてください。)  
ア 電子入札に係る登録番号  
イ 電子入札に係る商号名称  
ウ 電子申請に係るID  
エ 電子申請に係る仮パスワード

申請者は、主たる営業所の代表者の申請とします。(支店等での申請は認めません。)  
再交付書を送付するための返信用封筒(80円切手貼付・送付先記入)を同封してください。  
再交付書は、セキュリティ保持のため申請者に送付します。  
行政書士等が申請する場合には、申請書欄外にその氏名及び連絡先も記載してください。

## 千葉県に提出する書類の綴じ方

### 綴 じ 方



(注) 1. 1～14をこの順に袋綴じしたうえで、提出(郵送又は持参)すること。

2. 書類に漏れがないよう、十分確認すること。

3. 行政書士等が代理申請した場合には、最後に委任状を添付すること。

4. 印の書類は、千葉県内に主たる営業所を有する者にとっては省略可能。